

SMBC (CHINA) NEWS



2019年10月17日

日・中社会保障協定、2019年9月より正式発効

日中両国政府間において2018年5月9日に締結された「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」に基づき、2019年9月1日、「日・中社会保障協定」が正式に発効しました。

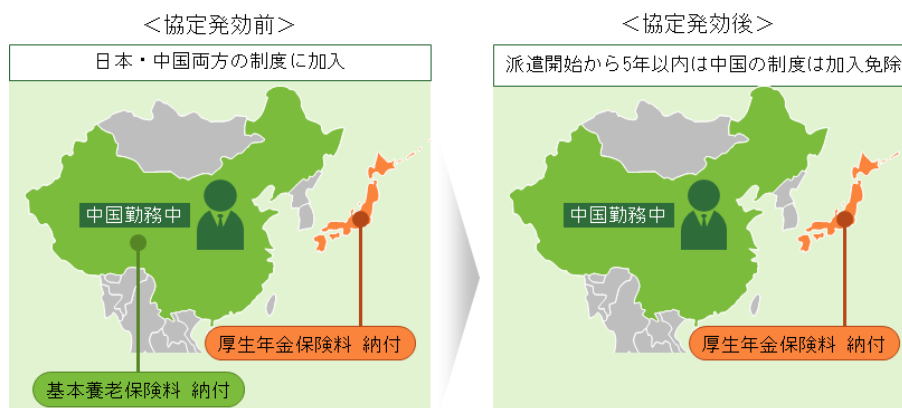
これに先立ち人力資源社会保障部弁公庁は、2019年8月27日付で、「中国—日本社会保障協定の実施に関する通知」(人社庁発[2019]81号)を公布し、日・中社会保障協定の適用手続などの実務上の取り扱いを規定しました。

1. 日・中社会保障協定

社会保障協定とは、外国で就労する場合において、本国と派遣先国の両方の社会保障制度に加入することで生じる社会保険料の二重負担などを解消するために、加入する制度を両国間で調整する仕組みを指します。日・中社会保障協定の発効後は、日本から中国(又は中国から日本)に派遣される駐在員などの社会保険への二重加入が解消されるため、企業・個人双方の社会保険料の負担軽減につながります。

発効日	● 2019年9月1日
対象者	● 日本から中国(又は中国から日本)に派遣され就労する被用者(企業駐在員など) ● 海上航行船舶および国際線航空機において就労する被用者 ● 外交使節団・領事機関の構成員、公務員 ● その他日中両国の当局または実施機関が例外を認める場合
対象となる社会保険	● 日本については、厚生年金・国民年金(厚生年金基金・国民年金基金を除く) ● 中国については、被用者基本養老保険(中国語で職工基本養老保険)
派遣先国の社会保障制度加入免除期間	● 派遣開始日から5年以内(本国の制度のみに継続して加入) ● 派遣が5年超になる場合、原則として派遣先国の制度のみに加入するが、日中両国の当局または実施機関の合意により免除期間の延長可。 ● 協定発効前より派遣先国において就労している場合も協定発効日より起算

例：日本から中国に派遣される場合



SMBC (CHINA) NEWS



2. 加入免除手続

(1) 中国の被用者基本養老保険（日本から中国に派遣される場合）

1 日本での手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金事務所に適用証明書（厚生年金・国民年金）の交付を申請、受領 ● 協定発効前にすでに中国に派遣されている場合も同様に申請、受領
2 中国での手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 派遣先事業主を所管する社会保険徴収機関に日本で交付された適用証明書を提出 ● 協定発効前にすでに中国に派遣されている場合、日本で交付された適用証明書を保険加入所在地の社会保険徴収機関に提出し、加入している中国の社会保険の加入免除手続を実施 ● 被用者基本養老保険以外は協定適用外のため、医療保険・失業保険などその他の社会保険への加入は必要

(2) 日本の厚生年金・国民年金（中国から日本に派遣される場合）

1 中国での手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人または国内事業主が国家社会保険公共サービスプラットフォームより適用証明書の交付を申請 ● 人力資源社会保障部社会保険管理センターが7営業日以内に適用証明書を交付
2 日本での手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金事務所に中国で交付された適用証明書を提出 ● 協定発効前にすでに日本に派遣されている場合、以上の適用証明書のほか、資格喪失届の提出も必要

(出所) 上表はいずれも人社庁発[2019]81号および日本年金機構ウェブサイトの情報に基に作成

概要 https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kunibetsu_info/china.html

申請書 <https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/sinseisho/china.html>

日・中社会保障協定の全文 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007416.html

なお、中国における外国人の社会保険加入状況は各地で異なるため、実際の申請・手続にあたっては留意が必要です。

また、今般の日・中社会保障協定は年金加入期間の通算を規定していないため、日中両国における年金加入期間は通算することができませんのでご注意ください。

以上

SMBC (CHINA) NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場 2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層 TEL：86-(22)-6622-6677
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500